

農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">農山漁村振興交付金実施要綱</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号 最終改正 平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号〕</p> <p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に 伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市 部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の 自立及び維持発展に向けて、<u>都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知っ てもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」</u> を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用するこ とにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大 を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。</p> <p>また、<u>平成 29 年 3 月 28 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」</u> <u>においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の</u> <u>向上を進めていくこととされている。</u></p> <p><u>このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む</u> <u>地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に</u> <u>結び付ける取組まで</u>を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持 発展を推進するため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。） を交付する。</p> <p>第 2 農山漁村振興交付金の対象</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容について は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別</p>	<p style="text-align: center;">農山漁村振興交付金実施要綱</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号 最終改正 平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農振第 1766 号〕</p> <p>第 1 目的及び趣旨</p> <p>農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に 伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市 部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の 自立及び維持発展に向けて、農山漁村の<u>持つ豊かな自然や「食」</u>を、農業 やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、 農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、 地域活性化を図っていくことが重要となっている。</p> <p>また、<u>「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み</u> <u>農山漁村の所得の向上を図ることが特に重要となっている。</u></p> <p><u>このような課題を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用し</u> <u>た都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、</u> <u>地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推</u> <u>進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等</u>を総合的に支援 し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興 交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する。</p> <p>第 2 農山漁村振興交付金の対象</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容について は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別</p>

に定めるところによるものとする。

ア 農山漁村普及啓発対策

(ア) 地域活性化対策

(イ) 都市農業機能発揮対策

イ 農山漁村交流対策

(ア) 農泊推進対策

(イ) 農福連携対策

ウ 農山漁村定住促進対策

(ア) 山村活性化対策

(イ) 農山漁村活性化整備対策

2 事業実施主体及び実施要件

(1) (略)

(2) 実施要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

3 (略)

第3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体、山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定により山村振興計画(以下「山村振興計画」という。)を策定する市町村又は農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定により活性化計画(以下「活性化計画」という。)を策定する都道府県若しくは市町村(以下「事業実施主体等」という。)は、次に掲げる内容を記載した農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を策定し、国に提出するものとする。なお、振興推進計画の様式等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

1 地域、事業実施主体等の概要

2 地区の現状・課題

3 地区の将来像

4 取組

5 目標(定量的指標数値)

に定めるところによるものとする。

① 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

② 山村活性化対策

③ 農山漁村活性化整備対策

④ 農泊推進対策

⑤ 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業

2 事業実施主体及び要件

(1) (略)

(2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

3 (略)

第3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を策定し、国に提出するものとする。

6 その他事業実施に必要な事項

ただし、第2の1の(2)のウの(イ)の事業を実施するに当たっては、活性化計画を振興推進計画とみなす。また、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の(2)のイの(ア)の事業を実施するに当たっては活性化計画を、ウの(ア)の事業を実施するに当たっては山村振興計画を振興推進計画とみなす。

第4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

第5 助成

国は、第3の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体等に対し、予算の範囲内で振興交付金を交付するものとする。

第6 事業実施結果の評価

第2の1の(2)に掲げる交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところにより実施するものとする。

ただし、第2の1の(2)の②の事業を実施するに当たっては、市町村が山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定による山村振興計画を策定するものとし、当該山村振興計画を振興推進計画とみなす。また、第2の1の(2)の③の事業を実施するに当たっては、都道府県又は市町村が農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定による活性化計画を策定するものとし、当該活性化計画を推進振興計画とみなす。

第4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業にあつては事業実施主体が、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村が、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

第5 助成

国は、第3の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業にあつては事業実施主体に、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内で振興交付金を交付するものとする。

第6 事業実施結果の評価

- 第2の1の(2)の①、②、④及び⑤の事業の事業実施主体(第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村、以下「事業実施主体等」という。)は、農村振興局長が別に定めるところにより、交付対象事業の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するものとする。
- 事業実施主体等は、1により公表した評価について、農村振興局長が別に定めるところにより、国に報告しなければならない。

第7 収益納付

国は、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。ただし、相当程度の雇用創出等の効果によって農山漁村の活性化への貢献が認められると農林水産大臣が認めた場合は、この限りではない。

第8～第10 (略)

[新設]

第7～第9 (略)

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1996号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業実施要綱により平成29年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱の第2の1の（2）の⑤に掲げる事業のうち平成30年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。